

自動車取得税及び自動車税の軽減対象自動車一覧表

ここに掲げられた自動車は、自動車取得税の課税標準が自動車の取得価格から30万円を控除した額となる。(自家用車の場合は税額が1万5千円、営業車の場合は9千円軽減される。)

また、排出ガス性能に応じて自動車税が概ね13～50%軽減される。

かつ低燃費車

自動車税を概ね50%軽減

通称名	排気量(ℓ)	型式指定番号	車両型式	類別区分番号	10・15M燃費値	低排出ガス認定基準
ファミリア	1.295	11604	UB-BVY11	001	16.8	
				002		
				003		
				004		
				005		
				006		
				007		
				008		
				009		
				010		
				011		
				012		
				013		
				014		
				015		
				016		
				017	14.6	
				018		
				019		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
				025		
				026		
				027		
				028		
				029		
				030		
				031		
				032		
				033	16.8	
				034		
				035		
				036		
				037		
				038		
				039		
				040		
				041	14.6	
				042		
				043		
				044		
				045		

				046	
				047	
				048	
ファミリア	1.497	11605	UB-BV FY11	001	16.6
				002	
				003	
				004	
				005	
				006	
				007	
				008	
				009	
				010	
				011	
				012	
				013	
				014	
				015	
				016	
				017	
				018	
				019	
				020	
				021	
				022	
				023	
				024	
				025	
				026	
				027	
				028	
				029	
				030	
				031	
				032	
				033	15.4
				034	
				035	
				036	
				037	
				038	
				039	
				040	
				041	
				042	
				043	
				044	
				045	
				046	
				047	
				048	
				049	
				050	
				051	
				052	
				053	
				054	
				055	
				056	
				057	
				058	
				059	

				060	
				061	
				062	
				063	
				064	
ファミリア	1.497	11605	UB-BV FY11	065	16.6
				066	
				067	
				068	
				069	
				070	
				071	
				072	
				073	
				074	
				075	
				076	
				077	
				078	
				079	
				080	
				081	15.4
				082	
				083	
				084	
				085	
				086	
				087	
				088	
				089	
				090	
				091	
				092	
				093	
				094	
				095	
				096	
ファミリア	1.769	11606	UC-BV HNY11	001	15.0
				002	
				003	
				004	
				005	
				006	
				007	
				008	
				009	
				010	
				011	
				012	
				013	
				014	
				015	
				016	
				017	13.6
				018	
				019	
				020	
				021	
				022	
				023	13.0
				024	13.6
				025	

				026	
				027	
				028	
				029	
				030	
				031	13.0
				032	13.6
				033	15.0
				034	
				035	
				036	
				037	
				038	
				039	
				040	
				041	13.6
				042	
				043	
				044	13.0
				045	13.6
				046	
				047	
				048	13.0

かつ低燃費車

自動車税を概ね25%軽減

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
該当車なし						

かつ低燃費車

自動車税を概ね13%軽減

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
ファミリアバン	1.295	10443	TB-BVY11	065	16.6	
				066		
				067		
				068		
				069		
				070		
				071		
				072		
				073		
				074		
				075		
				076		
				077		
				078		
				079		
				080		
				081		
082						
083						

084	
085	
086	
087	
088	
089	
090	
091	
092	
093	
094	
095	
096	
097	14.0
098	
099	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	16.6
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	14.0
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
097	16.4
098	
099	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	

1.497	10444	TB-BV FY11
-------	-------	------------

108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	14.6
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	
156	
157	
158	
159	
160	
161	16.4
162	
163	

				164	
				165	
				166	
				167	
				168	
				169	
				170	
				171	
				172	
				173	
				174	
				175	
				176	
				177	14.6
				178	
				179	
				180	
				181	
				182	
				183	
				184	
				185	
				186	
				187	
				188	
				189	
				190	
				191	
				192	
	1.769	10445	TC-BVHNY11	065	13.0
				066	
				067	
				068	12.2
				069	13.0
				070	12.2
				071	
				072	
				073	13.0
				074	
				075	
				076	12.2
				077	
				078	
				079	
				080	
				089	13.0
				090	12.2
				091	
				092	
				093	
				094	
				095	
				096	

注:1 同一型式であっても、仕様によって一部軽減対象とならない場合があるので、自動車販売店等での確認が必要。

- 燃費の単位はkm/L。同一型式内に複数燃費値があるものは、新燃費基準を満足しているもののみ記載。
- 燃費基準は重量毎に異なるため、同一型式であっても重量によって適用される燃費基準が異なることがある。

(参考)新燃費基準の値

<ガソリン貨物車>

自動車の種別	変速装置の方式	区 分		燃費基準値 (km/L)
		車両重量	自動車の構造	
車両総重量が1.7トン以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8
		1,016kg以上		15.7
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9
		1,016kg以上		13.8
車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5
			構造 B	12.3
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7
	1,516kg以上		9.3	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5
			構造 B	11.2
1,266kg以上			10.3	

<ディーゼル貨物車>

自動車の種別	変速装置の方式	区 分		燃費基準値 (km/L)
		車両重量	自動車の構造	
車両総重量が1.7トン以下のもの	手 動 式			17.7
	手動式以外のもの			15.1
車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4
			構造 B	14.6
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1
	1,516kg以上		12.5	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5
			構造 B	12.6
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8
1,766kg以上			9.9	

備考

- 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令67号）第1条第4号に規定する積車状態における重量をいう。
- 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第3号に規定する空車状態における重量をいう。
- 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。
- 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。